

一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

学術総会に関する細則

定款第2条1に基づき、学術総会について定める。

（定義）

第1条 当法人は、毎年1回、定時社員総会の開催日（毎事業年度終了日（11月30日）以降、3ヶ月以内）に合わせて学術総会を開催し、疫学およびこれに関連する研究発表とそれに基づく意見交換を行う。

（会長）

第2条 学術総会を主宰する学術総会会長（以下、会長）は、第〇回日本疫学会学術総会会長と称する。

（会長の選任、任期および職責）

第3条 会長は、開催年の前々年の理事会において、開催時の職位や年齢（定年前であること）、開催地などを考慮し、理事または理事経験者の中から選ばれることを原則とし、理事会の承認を得て理事長より委嘱する。任期は、委嘱された日から該当する学術総会の会務報告がなされるまでとする。任期中は、理事会へ出席するものとする。

（組織）

第4条 会長は、学術総会の開催にあたり組織委員会を設置し、学術総会のプログラムの企画、立案、運営等を行う。

2 運営においては、原則として託児所を設置するものとする。

（会員予告）

第5条 学術総会の会期、会場、プログラム等は、会長の責任において決定し、理事会に

報告した上で会員に予告する。

(学術総会の参加登録、発表、採否等)

第 6 条 学術総会は、特別講演、会長講演、疫学セミナー、シンポジウム、一般演題、若手の会が企画する「疫学の未来を語る若手の集い」などで構成する。日本疫学会の委員会が企画するセミナー、シンポジウムなどは、会長の承認を得て開催することができる。

- (1) 学術総会の参加者は、参加費を納入する。ただし、名誉会員および会長が認めた者の参加費は免除となる。
- (2) 一般演題の筆頭著者は、本法人の正会員に限る。ただし、抄録提出時点で会費を納入していることとする。
- (3) 一般演題の採否は学術総会会長が設置するプログラム委員会で決定し、採否の結果、発表形式、および発表日時等を申込者に通知しなければならない。
- (4) すべての演題発表に関する COI は、「疫学研究の COI に関する指針」および「疫学研究の COI に関する指針の細則」に定められた通り、申告、開示、公開するものとする。

(会務報告)

第 7 条 学術総会の準備は当法人の会計から支出する準備金によって開始し、参加費その他の収入によって運営し、終了後に収支の決算を明らかにする。収支決算書および会務報告書は事務局へ提出し、理事会に報告しなければならない。

- (1) 準備金は学術総会開催前年度の当法人会計から支出し、剰余金は学術総会開催年度の会計に戻す。赤字決算の場合には、不足金を当法人会計から支出する。
- (2) 準備金が不足する場合には、理事会に諮って準備金の追加を行うことができる。

(抄録公開)

第 8 条 学術総会の抄録集は、参加者に配布する。

(定款施行細則の改正)

第 9 条 本細則の改正は、理事会の決議により行う。

附則

本細則は、2019 年 11 月 19 日から施行する。

本細則の改正は、2021 年 11 月 5 日から施行する。